

社会福祉法人やすらぎ福祉会 役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やすらぎ福祉会(以下「法人」という。)の役員および評議員(以下「役員等」という。)の報酬等並びに費用弁償に関する事項を定める。

(報酬等)

第2条 この法人の全評議員の報酬総額は、年間 140,000 円以内とする。

2 理事及び監事の報酬は、無報酬とする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事会、評議員会またはその他の会議に出席するため、あるいは法人の業務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償額は、役員等の居住地から計算し、職員の旅費規程に準じて、交通費の実費額とする。

3 県内在住の役員については、交通費を一律 5,000 円とする。

(改 正)

第4条 この規程の改正については、評議員会の議決を要する。

付 則

1. この規程は、平成 21 年 9 月 27 日から施行する。
2. この規程は、平成 25 年 10 月 13 日から一部変更する。
3. この規程は、平成 28 年 5 月 29 日から一部変更する。
4. この規程は、平成 29 年 6 月 20 日から一部変更する。